

○議長（井上光三君）

続いて通告２番　４番　井上和男君の一般質問を行います。

４番　井上和男君。

○４番議員（井上和男君）

これより通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

平成３０年１２月に作られた富士川町地域防災計画では、指定避難所８１か所、想定避難者数１万４千名を考えていますが、感染症がまん延する現在の状況下で避難所を開設した場合、ソーシャルディスタンスを考慮すると避難者の受け入れは何人程度になるのか、伺います。

○議長（長澤健君）

防災交通課長　望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在、町内８１か所ある避難所の総面積は４５，７９９㎡で避難者受入人数は、約１万４千人が可能であります。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、避難所での感染症対策を考慮し、人と人との距離、ソーシャルディスタンスの確保が必要であります。

先般、山梨県で作成した新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル作成指針を基に、世帯人数により必要面積が異なりますが、仮に３人世帯で避難所を利用した場合、その必要面積は通路、世帯間隔を入れると２９㎡になり、避難者受入人数は概ね４７００人は可能であると考えております。

○議長（長澤健君）

４番　井上和男君。

○４番議員（井上和男君）

１万４千名が４７００名、１万名の受入れ数が減少することなんですけれども、次の質問なんですけれども、ソーシャルディスタンスを考慮した避難者受入数の算出根拠、４，７００名の算出根拠について伺います。

○議長（長澤健君）

防災交通課長　望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをします。町内の避難所におけるソーシャルディスタンスを考慮した避難者受入数の算出根拠につきましては、山梨県で作成した新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル作成指針による避難者面積の目安は、居住面積一人当たり３㎡以上、通路１．２ｍ以上、世帯間隔は１ｍから２ｍと示されております。以上です。

○議長（長澤健君）

4 番 井上和男君。

○4 番議員（井上和男君）

再質問なんですけども、この指定避難所には地区公民館等も含まれているわけなんですけども、ただいまの算出根拠に基づいて、避難者数が地区公民館の各区の責任者に示されるのか、伺います。

○議長（長澤健君）

防災交通課長 望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。地区公民館等における。新型コロナウイルス感染症対策を考慮しました避難者数につきましては、世帯ごとに避難者数が異なるため何人とは言えませんが、作成指針による避難者面積の目安を示したいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

4 番 井上和男君。

○4 番議員（井上和男君）

再質問になりますけども、そうしますと、各地区公民館等においては、それぞれの区で、いただいた資料を基に受入者数を算出するということになりますか

○議長（長澤健君）

防災交通課長 望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。地区公民館等におきましては山梨県の作成指針による避難者面積をお示しをしたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

4 番 井上和男君。

○4 番議員（井上和男君）

そうしますと、各地区公民館の避難者数というのは、ぜひ当局側でも把握をするようにしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。3 番目なんですけども、感染症対策を行うことによって、先ほど受け入れ避難者数が約 1 万名減少ということですが、この減少分を補う、新たな避難施設について伺います。

○議長（長澤健君）

防災交通課長 望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。避難所における感染症対策を考慮した避難受入者数の減少分につきましては、自宅で安全を確保できる場合の在宅避難や、安全が確保される親戚や友人宅を避難所とすること、また、災害時における

る避難所の利用に関する協定を締結している増穂商業高等学校の体育館、校舎、格技場を避難所として利用することとしております。

さらに、「まほらの湯」などの公共施設を避難所として開放するほか、ホテルなどの宿泊施設を借り上げることや、車で避難する場合の避難場所として学校施設のグラウンドを利用することなどを考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

4 番 井上和男君。

○4 番議員（井上和男君）

今言われた施設で1万人は、当然、すべてがカバーはできないと思います。

4番目の質問に移りますけども、地区公民館等が避難所として開設されるまでの、開設手順について伺います。

○議長（長澤健君）

防災交通課長 望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。台風の接近や大雨時、地震発生時において地区公民館等を避難所として開設する手順につきましては、町が発令する避難準備、高齢者情報等避難開始情報や避難勧告、避難指示などの時点において、区長に電話や無線により連絡し、開設をお願いしております。

なお、各区においては、区内の状況を見ながら区長の判断により避難所を開設する場合があります。以上です。

○議長（長澤健君）

4 番 井上和男君。

○4 番議員（井上和男君）

今、地区公民館等の開設手順を伺った中で、地区公民館とそれから町で設定している例えば、学校の体育館とかが同時に開設されることもあると思います。

そこで5番目の質問なんですけども、町で保管をしている備蓄品の、同時開設した場合の地区公民館等への供給方法について伺います。

○議長（長澤健君）

防災交通課長 望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。大規模な災害が発生した場合には、被害の状況にもよりますが、避難所を複数同時に開設することとしております。

町では、避難所において被災者が必要とする食料や水、毛布などの要請を受けた場合には、物資を配布することとしています。配布方法につきましては、災害時に各区に配置される地域自主防災職員や町職員が必要な箇所へ必要な量を配布することになりますが、状況によっては各地区の自主防災組織委員や災害時のボ

ランティアの協力を得て配布することにしております。以上です。

○議長（長澤健君）

4 番 井上和男君。

○4 番議員（井上和男君）

再質問です。今、避難者自身については一切出てこなかったんですけども、避難者自身が、3 日分ぐらいの食料、水、それから常備薬等を、避難用の持ち出し袋をもって、避難所に出向くというようなことが言われているんですけども、6 月号の広報で3 分の1 の1 ページの記事が掲載されましたが、この辺の啓蒙がまだまだ必要だと思ってますけども、今後の町民に対する啓蒙活動について伺います。

○議長（長澤健君）

防災交通課長 望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。非常用持ち出し袋の必要性につきましては、避難者にとりまして重要なことでございます。今後も町広報誌やホームページ、富士川町の公式ラインなどを使いまして、啓蒙、周知して参りたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

4 番 井上和男君。

○4 番議員（井上和男君）

ぜひ、啓蒙活動を進める中で、避難者自身も、この避難生活が快適、快適と言ったら怒られるかもしれませんが、できるような形をぜひとっていただきたいなと思います。以上で終わります。

○議長（長澤健君）

以上で通告2 番 4 番 井上和夫君の一般質問を終わります。